

■区分3「交通連携型」補助対象メニュー詳細

補助対象事業者	補助対象事業内容	(例)	補助率	補助上限額	補助対象経費の例	
交通事業者 (旅客自動車運送事業、鉄軌道事業、海上運送事業(旅客船事業)及び、バスターミナル事業の許可を受けている事業者を対象とします。) ※案法上の許可を有する事業者による、各種法令に適合した事業のみ支援対象となります。 ※既存事業者と競合する場合、既存事業者との協議が整っているか確認させていただきます。 ※本メニューをご活用いただく場合には、前広に地方自治体や運輸局等にご相談いただくことをおすすめします。	【乗合バス関係】(※) 観光目的で行う、地域と連携した各種の取組について支援を行います。 具体的には、ツアー造成やイベントの開催、実証的なアクセス交通の運行などについての支援を行うほか、地域の取組と連携して実施する、感染症対策の取組や観光客受入のための各種施設の環境改善のための整備等を支援します。	✓乗合バスを活用した観光イベントの開催	10/10	1,000万	バスを活用した観光イベント開催経費(企画・デザイン・広告・印刷・販売手数料の経費) 公共交通の利用促進に資するグッズの頒布経費(景品除く)	
		✓企画乗車券の造成・プロモーションに要する経費	1/2	500万	企画乗車券の造成・プロモーションに要する経費(企画・デザイン・広告・印刷・販売手数料の経費) ※割引原資に活用することはできません	
		✓イベント開催や誘客のために必要となる、バスラッピング費用	1/2	1,000万	イベント開催や誘客のために必要となる経費(企画・デザイン・広告・印刷・販売手数料の経費) イベント運行用のバスラッピングにかかる費用 観光資源となるようなバス(例:レトロバス)の導入費用 バスターミナル内の観光案内のための施設改修費	
		✓観光に向けて路線再編を行うための経費	1/2	1,000万	新規路線開設や既存路線再編のための調査、検討、検討会の開催、新規路線等運行開始時における広告などに係る費用	
		✓地域と調整の上行、観光需要にあわせた実証運行	10/10	最大5,000万	地域の調整の上行、上記観光事業等と連携した運行経費	
		✓感染症対策、安全性P R	1/2	500万	車内に施行された感染症拡大防止対策を周知するとともに乗客に協力を要請するための映像、パンフレット制作に要する費用 感染症対策経費(消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費) 等	
		20万円以下は定額				
		✓バス乗り場の利便性向上(案内表示の掲示、トイレ・休憩スペースの改修)	1/2	500万	観光目的のために行う案内表示の掲示、トイレ・休憩スペースの改修費用、wi-fi整備等	
		【貸切バス関係】(※) 観光目的で行う、地域と連携した各種の取組について支援を行います。 具体的には、ツアー造成やイベントの開催、実証的なアクセス交通の運行などについての支援を行うほか、地域の取組と連携して実施する、感染症対策の取組や観光客受入のための各種施設の環境改善のための整備等を支援します。	✓イベント開催や誘客のために必要となる、バス整備費用	1/2	1,000万	イベント開催や誘客のために必要となる経費(企画・デザイン・広告・印刷・販売手数料の経費) イベント運行用のバスラッピングにかかる費用 主に観光目的の路線に使用するバスの購入経費 バス車内の情報提供やwi-fi整備に要する費用 等
			✓地域と調整の上行、観光需要にあわせた実証運行	10/10	最大5,000万	感染症に配慮した運行の実施に要する経費、宿泊施設等と連携して造成する新規ツアー等の実証運行に要する経費 等
	✓感染症対策、安全性P R		1/2	500万	車内に施行された感染症拡大防止対策を周知するとともに乗客に協力を要請するための映像、パンフレット制作に要する費用 感染症対策経費(消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費) 等	
	20万円以下は定額					
	✓バス乗り場の利便性向上(案内表示の掲示、トイレ・休憩スペースの改修)		1/2	500万	観光目的のために行う案内表示の掲示、トイレ・休憩スペースの改修費用、wi-fi整備等	
	【タクシー関係】(※) 観光目的で行う、地域と連携した各種の取組について支援を行います。 具体的には、ツアー造成やイベントの開催、実証的なアクセス交通の運行などについての支援を行うほか、地域の取組と連携して実施する、感染症対策の取組や観光客受入のための各種施設の環境改善のための整備等を支援します。		✓イベント開催や誘客のために必要となる、タクシー整備費用	1/2	1,000万	イベント開催や誘客のために必要となる経費(企画・デザイン・広告・印刷・販売手数料の経費) イベント運行用のタクシーラッピングにかかる費用 車内情報提供環境の整備 等
			✓地域と調整の上行、観光需要にあわせた実証運行	10/10	最大5,000万	宿泊施設等と連携して行うタクシーを活用した貸切型ツアーの実証経費 駅等と観光拠点等を結ぶ定額制運賃によるタクシー実証運行経費 等
			✓感染症対策、安全性P R	1/2	500万	車内に施行された感染症拡大防止対策を周知するとともに乗客に協力を要請するための映像、パンフレット制作に要する費用 感染症対策経費(消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費) 等
			20万円以下は定額			
	【鉄軌道関係】(※) 観光目的で行う、地域と連携した各種の取組について支援を行います。 具体的には、イベント列車の企画等に要する費用や車両改造費用、イベント列車の実証運行費用などのほか、これらの取組と連携して実施する、地域の取組と連携して実施する、感染症対策の取組や観光客受入のための各種施設の環境改善のための整備等を支援します。		✓鉄軌道を活用したイベントを開催するために要する経費	10/10	1,000万	鉄軌道を活用した観光イベント開催経費(企画・デザイン・広告・印刷・販売手数料の経費) 公共交通の利用促進に資するグッズの頒布経費(景品除く)
		✓企画乗車券の造成・プロモーションに要する経費	1/2	500万	企画乗車券の造成・プロモーションに要する経費(企画・デザイン・広告・印刷・販売手数料の経費) ※割引原資に活用することはできません	
		✓イベント列車の運行等、観光目的で行う車両改造や駅の施設改修	1/2	5,000万	イベント列車の運行経費、観光目的にかかる列車の導入経費(購入、改造、運搬費)、駅・トイレ・荷物置き場・その他観光客の来訪に資する施設整備	
✓観光目的で行う、イベント運行・増便等についての実証運行		10/10	最大5,000万	上記観光事業等と連携した運行経費		
✓感染症対策、安全性P R		1/2	500万	車内に施行された感染症拡大防止対策を周知するとともに乗客に協力を要請するための映像、パンフレット制作に要する費用 感染症対策経費(消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費) 等		
20万円以下は定額						
✓鉄軌道施設の受入環境向上(案内表示の掲示等)	1/2	500万	鉄軌道の受入環境向上のための、案内表示の掲示、トイレ・休憩スペースの改修 等			
【海事関係】(※) 観光目的で行う、地域と連携した各種の取組について支援を行います。 具体的には、船を活用したイベントの開催に要する費用や企画乗船券の造成等に要する費用、観光目的で行う船の改造費用、イベントに係る実証運航費用のほか、地域の取組と連携して実施する、感染症対策の取組や観光客受入のための各種施設の環境改善のための費用等を支援します。	✓船を活用した観光イベントを開催するために要する経費	10/10	1,000万	旅客船を活用した観光イベント開催経費(企画・デザイン・広告・印刷・販売手数料の経費) 公共交通の利用促進に資するグッズの頒布経費(景品除く)		
	✓企画乗船券の造成・プロモーションに要する経費	1/2	500万	企画乗船券の造成・プロモーションに要する経費(企画・デザイン・広告・印刷・販売手数料の経費) ※割引原資に活用することはできません		
	✓観光目的で行う、船の改造経費	1/2	1,000万	観光振興に資する案内表示の掲示、トイレ・休憩スペースの改修、ラッピング 等		
	✓観光目的で行う、イベント連航・増便等についての実証運航	10/10	最大5,000万	上記観光事業等と連携した連航経費		
	✓感染症対策、安全性P R	1/2	500万	船内に施行された感染症拡大防止対策を周知するとともに乗客に協力を要請するための映像、パンフレット制作に要する費用 感染症対策経費(消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他衛生管理費) 等		
	20万円以下は定額					
✓旅客船ターミナルの受入環境向上(案内表示の掲示等)	1/2	500万	船内、旅客船ターミナルの受入環境整備向上にかかる費用(案内表示の掲示、トイレ・休憩スペースの改修 等)			

※ 実証運行の支援条件・支援対象は以下の通りです。

【運行を行う者】

旅客自動車運送事業、鉄軌道事業、海上運送事業(旅客船事業)及び、バスターミナル事業の許可を受けている事業者を対象とします。

【条件】

・各種法令に違反しないこと・適切な地元調整が行われること・本事業終了後も、継続的に運行するための検討が行われていること・効果検証を行うこと
特に許認可や地元調整については、各地方運輸局等・関係事業者とよくご相談の上申請ください。

※ 例えば旅行会社等が一連のツアーとして手配する場合など、交通事業者と連携した取組を実施する上で必要な場合は、交通事業者以外が補助対象事業者として交付申請を行うことができます。